

## 第4節 災害見舞金等の支給

### (1) 災害弔慰金の支給

今回の地震によって、神戸市では3,897人(消防庁調べ)の死者がでた。この災害により死亡した市民の遺族に対して、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づく、「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって災害弔慰金を支給している。本市では、兵庫県警の公式死亡者の発表をもとに亡くなられた方の住民票等(神戸市内に住民登録・外国人登録をしていた方)から遺族を調査し、支給対象が確定でき次第、3月16日から順次郵送により必要書類(請求書兼口座振込依頼書等)とともに通知した。さらに、通知の届いていない方等に対しては、3月21日から4月10日まで相談窓口を市民福祉交流センター内に設けて、窓口相談、電話相談を実施した。なお、4月10日以降も市では相談に応じていたが、窓口の相談件数は表3-4-1のとおりである。

表3-4-1 弔慰金申し出相談窓口件数(3月21日~4月10日)

	窓口相談	電話相談
3月21日(火)	119人-91件	82件
3月22日(水)	93人-89件	132件
3月23日(木)	100人-90件	112件
3月25日(土)	50人-54件	97件
3月26日(日)	34人-46件	54件
3月27日(月)	63人-63件	175件
3月28日(火)	55人-60件	146件
3月29日(水)	48人-57件	163件
3月30日(木)	23人-24件	143件
4月1日(土)	47人-54件	100件
4月2日(日)	21人-21件	39件
4月3日(月)	45人-52件	87件
4月4日(火)	49人-50件	80件
4月5日(水)	52人-51件	72件
4月6日(木)	44人-41件	56件
4月8日(土)	54人-52件	47件
4月9日(日)	12人-12件	27件
4月10日(月)	50人-45件	46件
18日間	959人 952件	1,658件

支給額は、条例第5条に基づき世帯の生計維持者の死亡の場合、500万円、その他の者の場合250万円を支給したが、これには国・県・市の負担区分が法律で明示されており、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担と

なっている。

弔慰金の支給にあたっては震災後、病気などで亡くなられた方も多く相談窓口はその遺族からの申立てが6月30日までに547件もあった。そのため、本市では医師4名、弁護士1名、行政1名の6名からなる「神戸市災害弔慰金給付審査委員会」を設け、震災との因果関係を調査し、判定を行うこととした。それにより、認定を受けた422件を含め、9月14日現在死亡者・行方不明者数4,320件のうち、3,791件を支給決定している。支給決定額は

$$5,000千円 \times 829件 = 4,145百万円$$

$$2,500千円 \times 2,962件 = 7,405百万円$$

計 11,550百万円

となっている。

### (2) 神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金の支給

神戸市内に住所を有し、震災により住家が全壊・全焼・半壊・半焼の被害を受けた世帯に対しては、義援金に引き続き、「神戸市災害見舞金贈呈要綱」に基づき、市長の特別決裁を得て、住宅の全壊・全焼世帯には4万円、半壊・半焼世帯には2万円を支給している。この見舞金の支給に際し、兵庫県の災害援護金等の支給に関する規則に基づく兵庫県災害援護金の支給(全壊・全焼10万円、半壊・半焼5万円)もあわせて実施している。

申請は3月13日から同31日までの間、被災当時居住していた区役所へ申請書とり災証明のコピー等を郵送し、審査のうえ申請者が指定する銀行口座へ振りこまれた。さらに、同期間に申請できなかった者に対しては4月25日から5月12日の間、各区役所に特別窓口を設け、受付を行い、なお特別な事情がある場合は引き続き対応している。9月14日現在、支給状況は表3-4-2のとおりである。

一方、震災により、1カ月以上の治療を要した負傷者に対しては、上記の要綱、規則に基づき、神戸市災害見舞金として12,000円、兵庫県災害援護金10,000円が支給されている。申請は5月23日から6月9日までの間で、被災時に居

表3-4-2 神戸市災害見舞金・兵庫県災害援護金支給状況

(単位：件、千円)

対 象	神戸市災害見舞金		兵庫県災害援護金	
	件 数	交 付 額	件 数	交 付 額
全壊・全焼	120,230	4,809,200	120,230	12,023,000
半壊・半焼	117,631	2,352,620	117,631	5,881,550
計	237,861	7,161,820	237,861	17,904,550

住していた区役所へ申請書と医師の証明書等を郵送し、義援金（重傷者見舞金）とともに審査のうえ、銀行等へ振り込むこととしている。事情のある場合、その後の申請にも対応している。9月14日現在、審査済件数6,392件、交付件数6,364件となっており、神戸市災害見舞金76,368千円、兵庫県災害援護金63,640千円を交付している。

さらに神戸市災害弔慰金の支給対象者がおらず今回の震災で亡くなられた方の葬儀を行った兄弟姉妹に対しては義援金（死亡者見舞金）の名簿を基に、6月下旬より本市から交付の通知をし、神戸市災害見舞金4万円と兵庫県災害援護金10万円を支給している。9月14日現在、支給決定者は121人で神戸市災害見舞金4,840千円、兵庫県災害援護金12,100千円を支給している。

### (3)災害障害見舞金の支給

今回の震災により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に身体または精神につきのとりの障害のある市民に対しては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、「神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例」によって、災害障害見舞金が支給されている。

#### （支給の対象となる障害）

- ①両眼が失明した方
- ②咀嚼及び言語の機能を廃した方
- ③神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ⑤両上肢をひじ関節以上で失った方
- ⑥両上肢の用を全廃した方

⑦両下肢をひざ関節以上で失った方

⑧両下肢の用を全廃した方

支給金額は、負傷または疾病時において、その方の属する世帯の生計を維持していた方は250万円、その他の方は125万円で、6月20日から各区の福祉事務所まで支給の申し出、相談を受け付けており、9月14日現在、56件の申請を受け付け、8件計12,500千円（250万円×2件、125万円×6件）を支給決定している。

なお、同見舞金については、災害弔慰金同様、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となっている。